

経済建設文教常任委員会会議録

経済建設文教常任委員会会議録	1
【開会】	3
【議案第6号】 令和2年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	3
【議案第7号】 令和2年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）	4
【議案第24号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について	5
【議案第25号】 矢板市下水道条例の一部改正について	14
【議案第29号】 令和元年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	18
【議案第23号】 矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	18
【陳情第7号】 水路整備に関する陳情	19
【委員長報告】	23
【閉会】	23

1 日 時

令和2年9月8日（火）午前11時30分～午後2時23分

2 場 所

第2委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 藤田 欽哉

副委員長 高瀬 由子

委員 掛下 法示、佐貫 薫、関 由紀夫、
小林 勇治、宮本 妙子、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（11名）

(1) 建設課（4人）

- ①建設課長 津久井 保
- ②建設担当 高久 英治
- ③維持担当 白石 義人
- ④管理住宅担当 和氣 千晴

(2) 教育総務課（1人）

- ①教育総務課長 小瀧 新平

(3) 水道課（3人）

- ①水道課長 柳田 和久

- ②業務担当 宮本 典子

- ③工務担当 山崎 正嗣

(4) 下水道課（3人）

- ①下水道課長 斎藤 正樹

- ②業務管理担当 杉山 太郎

- ③施設担当 関谷 一男

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 担当書記

黒崎 真史

8 付議事件

【議案第6号】 令和2年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第7号】 令和2年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第23号】 矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

【議案第24号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について

【議案第25号】 矢板市下水道条例の一部改正について

【議案第29号】 令和元年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【陳情第7号】 水路整備に関する陳情

9 会議の経過及び結果 付議事件

【開会】

○委員長（藤田欽哉） ただいま出席している委員は8名で、定足数に達しているの
で、会議は成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。 (11:30)

○委員長 お諮りする。

この際、議事に入る前に直ちに、別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、
ご異議あるか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩する。 (11:31)

(現地調査)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (12:53)

○委員長 これより議事に入る。

本委員会に付託された案件は、議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、議案
第6号、議案第7号、議案第23号から議案第25号まで、議案第29号及び陳情第7
号の7件である。

【議案第6号】 令和2年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 初めに、議案第6号を議題とする。

○水道課長（柳田和久）

（「令和2年度矢板市補正予算書」21頁及び22頁を朗読）

（「令和2年度予算に関する説明書」60頁～65頁により説明）

今回の補正予算の主な内容は、年度当初の人事異動に伴う人件費の整理。

○委員長 これより、議案第6号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第6号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決された。

【議案第7号】 令和2年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長 次に、議案第7号を議題とする。

○下水道課長（斎藤正樹）

（「令和2年度矢板市補正予算書」23頁及び24頁を朗読）

（「令和2年度予算に関する説明書」68頁～73頁により説明）

今回の補正は、職員の異動に伴う給与等の人件費の増減。

○委員長 これより議案第7号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第7号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決された。

【議案第24号】 矢板市水道事業給水条例の一部改正について

○委員長 次に議案第24号を議題とする。

○水道課長 説明の前に、8月全員協議会の内容と重複するが、もう一度、これまでの経緯を説明させていただく。

水道料金の改定については、消費税率変更に伴う改定を除き、平成7年4月以降、26年間料金を据え置いてきた。

しかし、人口減少に伴い、料金収入の増加が見込めないという中で、施設設備の更新、耐震化、さらには老朽化に伴う維持管理費の増加など多額の費用が必要となっており、これまでの経営努力だけでは運営しきれないということであり、水道事業戦略で算定したところによると、令和4年度には赤字へ転落するということが予想されているところである。

こういった状況に鑑み、将来の経営基盤の安定強化を図るために策定した水道事業基本計画などにに基づき、矢板市の水道料金審議会を昨年度設置し、1年をかけて料金体系の在り方などについて、審議いただいた。

今年度に入り、当該審議会より答申があり、内部で協議した結果、手元の資料にあるとおり、審議会からの答申どおり、来年度より新しい料金体系で事業運営を進めてまいりたい。

8月全協のときに配付した資料である新旧表をお配りするので、議案の条例と見比べながら審査いただきたい。

それでは、議案の説明に入る。

(「議案書」45頁条文朗読を省略し、詳細について説明)

表の説明だが、家庭用として使用する割合が多い13mmと20mmの口径については、基本料金が据え置いて、従量料金を、現在は10 m³を超える分1 m³につき150円としているものを、新料金では5 m³を超える分1 m³につき150円としたい。

また、25mmから150mmの口径については、基本料金のみを一定の割合で増額する内容になっている。

最後に、附則の部分であるが、この条例は来年の4月から施行である。経過措置として、施行日前から継続して水道を使用している者にかかる料金であって、施行日以後初めて料金額が確定するもの、つまり、二・三月分が4月請求で、三・四月分が5月請求ということで、この料金については従前の、今現在の料金で請求するという内容である。説明は、以上である。

○委員長 これより議案第24号に対し、質疑を行う。

掛下法示委員より、質疑の通告があるのでこれを許可する。

○掛下委員 まずお願いとして、去年、下水道と水道について質問したときに、下水道のほうは以前から繰入額が非常に多いので大変だなと。やはり料金を値上げしなければという認識があったが、水道のほうはもともと繰入額が少なく、安心していましたが、今の説明では令和4年度から赤字に転落するとあったので、そういった意味では、一つは、市民向けに分かりやすい形で、これからの将来動向を見たときに、お金がこうなると、だから、どうしても値上げするんだという意味の、危機感を共有するような形の広報なりを。

私も三・四・五年とずっと予算書を見ている。実際そういう、水道、下水道に対する危機意識を促すような文面がなくて、ほとんどプラスで、繰り入れているからそうになっているが、そうじゃなくてやはり将来を見越したときに、赤字だし何か必要だよと常に訴えて、余り市民から「値上げが急だ」というようなことがないよう配慮がいるのではないかと思った次第。ぜひとも、そういう意味では情報連絡、危機感を出すような、論議をやってほしい。

○委員長 それは要望か。

○掛下委員 要望でよい。それが一つ。

次に、質問だが、下水道料金と水道料金を比較すると、旧料金と新料金を比較すると、値上げ率は大体下水道のほうは、多くても少なくとも120%前後で実施しており、使用量が下がった分だけ値下げになっている。

それに対して、水道のほうは、5 m³の場合は、基本料金だけだと値上げしていないが、10 m³、比較的2人ぐらいの家庭で使われると思われるところが154%で、20 m³は普通並みになるので、こういった値上げ率というのは、余り変えないでおくべきではないかなと思っている。そういう意味では、下水道のほうは、その辺考慮されている。そういったことで、違和感があるので質問したい。

○水道課長 前段の要望の部分だが、今9月議会で条例改正を提出した背景には、4月に新料金体系をスタートすることを、この後半年間で住民の方々に、チラシなり、広報紙なりいろいろな媒体で御説明させていただきたいというのがあった。この半年間でできる限り周知し、御理解いただけるようやっていきたい。

去年6月議会の最後に、審議会を開いて料金改定するという旨の報告をした上で審議会を開いた経緯があるので、その辺は今後もしっかりお知らせしていきたい。

次に、値上げ率についてだが、今回の料金改定に当たっては、審議会において、値上げするに当たってこういう基本的な考え方でやっていこう、という幾つかのルールが了承されている。

その一つとして、公益財団法人の日本水道協会で水道料金の算定要領というものをを出しており指針になるものがある。もちろん、これを必ず使わなければならないということではなく、地方自治体が算定するに当たっての指針となるような要領である。これに基づきまず算定するということが今回の審議会です承された。

そのほかにも、基本料金、それから、従量料金、こういう二部料金制をこのまま維持していくことや、単一の従量料金制、1 m³で150円と矢板はなっているが、こ

れを、単一の従量料金制も維持していくことや、口径別の料金体系も維持していくことなど、まずそういうベースがあって、次に、要領に基づいて、総括原価、個別原価主義というか、経費がこれだけかかるからこれだけの料金にするという、そういうやり方で金額をはじき出すというやり方で、はじき出していったものがまず一つベースで、料金表ができ上がった。

その料金表を検証した結果、13mmの20mmの負担が、いわゆる家庭用料金だが、かなり高くなってしまうと。つまり、具体的にどういうところが高くなってしまいかというと、国の要領でいうと、基本水量10 m³までは同じ料金でというやり方の今のスタイルを廃止か縮小というのが国のスタイル。使った分だけ払っていただく。つまり、1 m³使った人と、10 m³使った人が同じ1,400円というのは不公平じゃないかと。1 m³使った人は1 m³分だけしか払わなくて当然いいでしょうと。10 m³使ったら10 m³使った分だけ払ってもらいましょうというのは、国の要領の基本的な考え方。これをそのままやると、13mmと20mmで料金がかかなり上がってしまう。

そのため、そこまでゼロにしてしまうと、1 m³から段階的に取ってしまうと、それはちょっと取り過ぎだろうということで、今回その折衷案というか、それは廃止・縮小にしたいが、家庭用料金の激変を緩和するために、今回はとりあえず5 m³までを基本料金として、基本水量として6 m³以上の人は段階的にいただく、というパターンが今回の料金案になっている。

そのほかにも、考え方として幾つかのやり方はあったが、今の案と、10 m³まで維持した上で従量料金を上げようとか、幾つかあったが、3つほど案としては出たが、家庭用で最も激変がない、なるべく抑えられる料金表ということで、今回の案になったというのが経緯。

確かに10 m³使った人については、掛下委員おっしゃるように、率でいうと約153ということになるが、国の考え方に照らすと、逆に言えば、こういう言い方が適切か分からないが、今まで10 m³使っていた方は、恩恵を受けていたと。1 m³しか使っ

ていなかった人と比べると、10 m³使っていた人は最大の恩恵を受けていたということも言えるかと思う。国の要領に照らすと。

○掛下委員 素朴な疑問だが、下水道のほうは、新しく5 m³を同じように設けて、値上げ率からいうと67%ということで、純粹に、使用量が少ないから下がっていると、何となく、今までよりもちゃんと考慮していると言えたが、こちらは同じような、水道料金も似たような形だから本来、こっちだけそういう考え方ではないということが浮かび上がったので、その理由が何かあるのかなと。

○水道課長 上水・下水というくくりでのイメージを持たれているかもしれないが、上水と下水は別のものであるので、上水はさっき申し上げたような、国の算定要領に基づいて、必ずしもそれでやらなければいけないことではないが、指針としてはあって、矢板市はそのやり方で、基本ベースでやろうというのがあり、下水のほうと一緒にするのはちょっと、考え方は別で考えていただければ。

○掛下委員 基本料金プラス従量料金というのは会計で、どの市町村でも近隣は全部調べているから、決まっても同じやり方している。そういうことに国のやつが、それじゃだめだと、つまり全部従量制にきなさいというのを初めて聞いたが、電気料金もそうだが、基本的には基本料金プラス従量になっているから、そっちが普通かなと思っているので、国の言い方のほうが普通じゃないのではないかと思う。

○水道課長 整理したいが、基本料金と基本水量は別である。基本水量はあくまでも、水をつくって、飲み水ができるまでのお金で、口径別なので口径でいただく。基本水量は、今申し上げたのは10 m³まで。これは、基本水量と基本料金、これは別で。

審議会の資料にもあったが、そもそも基本水量、今矢板は10 m³だが、これを設定した当時は、高度経済成長期、昭和40年代前後ぐらい。そのころに、公衆衛生という観点から、公営の水道にシフトさせるような施策の中で、基本水量という概念が出てきたようなことが、審議会資料の中にあり、今、令和の時代になって存在意義

がもう、基本水量という概念が少し変わってきたという時代背景も。要は、公衆衛生という観点から、家庭用の普及を高めよう。そのために、基本水量を設けて、ある一定以上、つまり家庭用を目的としているが、その人たちが、同一の値段でいいのではないかというような考え方が当時はあったということだが、やはりどうしても m^3 ごと、不公平感というのは、やはり今となっては、大きくなってきているのかなと。

○掛下委員 いろいろな理由は分かった。実際に 10 m^3 使っている人が比較的多いのかなと思っている。その人が1.5倍で、それ以外の人 1.2 倍だと思うので、それについて審議会の中で、その議論はしてないか。

○水道課長 審議会の中でも、ある委員から同じような意見が出た。そのときの回答としては、今回の、最初の国のベースで考えたときには、当初25%と相対で、25%増というのをベースで、はじき出したのを前提であったということで、議事録を見ると、水道利用者の半数以上を占める、口径 13mm の料金負担がどうしても高くなるということは、25%増するには避けられないと。

一番利用者が多いところからいただかないと、使用料が増えないと。ただ、その中で、できる限り家庭用の水道料金の負担を抑えるような、今回の案では、できる範囲内で抑えると。2028年まで黒字経営ができるぎりぎりの料金設定が、今回の料金体系ということである。

基本水量についても、利用者の不公平感を解消することに努めるために、将来的には廃止することを想定しているが、すぐにはできないので、 5 m^3 で設定させていただいているため、御理解いただきたいと議事録に載っており、議論されている。

○掛下委員 基本的な流れ等、説明をいただいたので大体理解できた。トータルの値上げ率の、将来を見越して一番多そうなところに多少負担をしてもらおうと。

それが審議会の全体の総意であり、我々のほうも、それで同意するのであればそれでいいかなと思う。

最後に、要望的なことだが、世界的に見ると水道というのは必ず、水資源は、ちよっと先になると本当に不足するという状況になると言われている。そうした中で本来であれば、値上げ率も含めてだが、電気も一緒に、使えば使うほど少し割高になるという考え方をすべきだと思う。だから、大きな考え方のベースに、使えば使うほど少し割高になるというのを今後は入れてほしい。今回は入れていないと思うが、そういう考え方も提案する。次回の考え方の中に考慮していただきたい。

○委員長 要望か。

○掛下委員 要望である。

○水道課長 今おっしゃった料金体系などは、逦増料金制度なので、考え方としては、電気は当然あるし、水道料金でも逦増料金での料金設定という考え方も当然ある。しかし、今回矢板市としては、ずっと今まで、単一料金制、単一従量料金、幾ら使っても1 m³ 150 円でやってきており、これは国の水道料金が、さっき申し上げた公益財団法人の日本水道協会の算定要領でも、単一従量料金制というのは、推奨されているということ。そのため、今回の審議会では、その単一従量料金制を採用しようということになった。

今後、これから何年後になるか分からないが、また、審議する際には、またまっさらな状態で、逦増料金制も当然議論の中に入ってくる話になると思う。

○委員長 ほかに質疑はないか。

○佐貫委員 大きな方向性と料金の値上げが必要だということは分かった。

1つ確認と1つ質問をさせていただく。

まず確認は、先ほど課長おっしゃった2028年までは、この値上げにより繰り出しでいけるということ、つまり、独立採算で一般会計からの繰り出しなしでいけるということだったかと思うが、それで合っているか。

○水道課長 今回の水道料金の算定に当たっては、結論から言えばそのとおりだが、今回の水道料金の算定に当たっては、既にもう法定の耐用年数が過ぎている施設・

設備、それから、今後10年間で増えてくる管路の更新、こういうものも含めて、その費用を含めた中で10年間…10年間というのは、矢板市水道ビジョンのエンドが2028年までのものなので、これに合わせた。水道ビジョンと水道料金の改定は、セットで考えるべきだろうということで、2028年まで黒字経営できるようにということで設定された金額になっている。

なお、本年の耐用年数を超過した施設・設備が既にあって、96億円分あると調査の中ではじき出されている。当然、これは法定なので、実際にはもう少し、1.2倍とか1.5倍の年数で、更新して現実的にはやっていくが、それでも、今既にもう13億4,000万円ほどの耐用年数が超過している施設があるということで、有収水量も年々減ってきているというのは、こういったところに起因しているのかなと思う。10年は黒字でということで計算したもの。

○佐貫委員 もう一つ、このコロナ禍の中で、商売をされている方など、収入が減っていく方が結構増えている中での値上げで、マックスでいうと月に750円上がる方が結構いる。となると、年間最大でも9,000円ぐらい上がる計算。結構厳しい方もいると思う。

そうした中で、そもそも料金を上げるのは、やはり経営努力をしきった後で、どうしようもないから受益者負担をお願いする、という流れが一般的だと思う。コスト・固定費等を下げるために、どんな努力をしてきたのか、また、今後どんな努力をしていくつもりなのかをお聞かせいただきたい。

○水道課長 先ほど最初に、冒頭の部分で、企業努力・経営努力を進めてきたけれどもどうしても、ということで申し上げたが、今までやってきた具体的な経営努力というと、水道量の調査、料金の徴収事務を外部委託し、今は常陽メンテナンスに対応していただいている。また、寺山浄水場も外部委託しており、人件費の削減につながっている。

また、起債についても、繰上償還ということで、率の低いほうに借り換えをする

ようなことで金利負担の軽減をやっている。

それから、ここ四、五年だと思うが、委託で実施していた漏水調査を直営で、夜間も職員がするような形になった。500万の委託料だったが、これを自前で実施している。

今後についても、今のような、起債の借り換えは随時やっていきたいと思うし、この漏水調査などについても、これからも自前で実施していきたい。

○佐貫委員 市民の方の負担になるので、先ほど掛下委員がおっしゃっていた、半年かけての告知のときに、水道としてもいろいろ企業努力をしているが、どうしようもないところをセットでお伝えいただければ、共感も増えるかと思う。文面等々工夫をしていただきたい。

○委員長 要望として、よろしく願います。

ほかに質疑はあるか。

○掛下委員 老朽化更新ということで、どれぐらいのパーセントで、どうなっているのか。数字で把握していれば教えてほしい。

○水道課長 管路、つまり石綿や塩化ビニールV P管、ポリエチレン製等全て合わせて。配水管、導水管、送水管全て含めた管路の総延長が、今現在、約359キロメートルある。石綿管の残が約22キロメートル残っている。

まず、最優先が石綿管とV P管、これは耐震性がないので、この2つをまず最優先にやっていかなければならない。令和元年度の更新、石綿とかV Pとか全て含めてだが、更新実績が2.2キロメートル。これはそのほかの、石綿と塩化V P管に絞って2.2キロメートル。

市政報告書では4.3キロメートル更新となっているが、これは耐用年数以前の、道路改修や下水道改修工事に合わせて、どうしても改修の必要がないものまで改修される部分もあるので、これを含め4.3キロメートルという数字になっている。スマートインターに入る県道をやるのに水道も交換するが、そういう外的な要因でど

うしてもやらなければならない部分も含めると、市政報告書にある 4.3 キロメートルということになってくるが、実際に必要な、石綿管やV P については 2.2 キロメートルが実績ということ。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 24 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (13 : 46)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13 : 52)

【議案第 25 号】 矢板市下水道条例の一部改正について

○委員長 次に議案第 25 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長 今回の改正の理由は、下水道使用料については、平成 19 年 4 月の改定以来、現料金にて運営しているが、人口減少に伴う下水道使用者の減少並びに下水道施設の老朽化に伴う更新、維持管理費用の増加が見込まれる状況下において、使用料収入により、対象経費がどの程度賄われるかを示す経費回収率、これが 100%

を割り込んでいることや、少量使用者において、1 m³当たりの使用料が大幅に割高になっていること、これらを改善するため、来年度より新料金体系にて運営していきたい。これに伴い、下水道条例の一部を改正するもの。

(「議案書」47頁を朗読)

(「議案書」48頁・49頁条文朗読を省略し、詳細について説明)

今回の改定に当たっては、上水道同様、市長から公共下水道使用料等審議会に諮問があり、藤田欽哉経済建設文教常任委員長にも出席いただき、昨年度4回審議をいただき、今年の5月に答申があったところ。

公共下水道事業にかかる経費については、公共用水の汚濁防止及び公衆衛生等の行政目的を達成するために、相当分の公費負担が認められている。その公費負担分を除いた市費負担分を、おおむね使用料で賄うというのが、下水道使用料の料金設定の基本的な考え方である。

その使用料で賄うべき経費を、使用料収入でどれだけ賄われているかを示す経費回収率を、使用料算定期間10年間とし、その平均で、100%とすることを目指して試算し、この料金設定となっている。

今回改定するに当たり、10 m³未満の基本料金使用者層の方の平均使用料金は、全体平均での約3.2倍となっていた。これを是正するために、基本使用料金を1カ月当たり10 m³から5 m³に引き下げ、区分を1段階追加した。その結果が、表のとおりであり、基本使用量を5 m³までとし、800円。超過使用料金は、各区分1 m³当たり20円の値上げとなる。

一番使用量の多い区分での値上げ額は、2カ月当たり20 m³で使用した場合で、税込み550円。25 m³使用で660円。30 m³使用で770円となる。

○委員長 これより議案第25号に対し、質疑を行う。

掛下法示委員より、質疑の通告があるのでこれを許可する。

○掛下委員 下水道の料金値上げは必要だとずっと思っていた。実はもっと上げるか

など思っているところ。その理由としては、一般質問でもしたが、普及率が 31%で、斎藤課長から答弁あったが、約 7 割の人が公共下水道を利用していない中で、市税としての税金投入、4 億円とかを入れており、それを 1 人あたりに換算すると年間 1 万 2,000 円ぐらい自動的に負担されている。したがって、受益者負担という観点からすると、31%の利用者が、その応分に負担するという考え方になるべく持っていく必要があると思うので、そういう意味では、この機会を利用しながらもう少し料金値上げはしないと。本来、市税負担を減らすことはできないと思っていた。

だから、値上げそのものは全く問題なくて、逆にちょっと上げてほしいと思ったぐらいだが、そういった中で、斎藤課長のほうから公費負担の原則ということをおっしゃっていたが、その原則と、普及率 31%の中で、公費負担の中に市税が含まれているものを、全体に均等に割っているということになると、浄化槽を利用している人は二重支払いになっている、結果的には。個別浄化槽を使用している人は。そういった観点から、そういう公平化の考え方はどう考えているのか伺いたい。

○下水道課長 議員おっしゃるように下水道というのは主に住宅地に、都市計画の一環として敷設されるものであり、用途地域内を優先して事業を行っているところ。

それ以外の方について二重負担ということだが、私どもとしては、できるだけ繰入額を減らす、当然これはやみくもに一般会計から負担を願いたいということではなく、当然、一般会計からの繰り入れは減らすべきと考えている。

それについては努力しているところだが、先ほど申し上げたように、公衆衛生的な、下水道が整備されれば、川もきれいになる。今までたれ流しされていたところがきれいになるという面もあるので、町なかに住んでいる方だけ受益があるということではなく、川がきれいになるとか、そのようなことであると、市民、市民を越えて県民、そのような方々にも受益があるというようなところから、そういう意味合いで、公費負担が国のほうでも認められているという観点からすると、確かに細かい数字をひもといてしまうとそのような数値になるのかもしれないが、観点的に

はそういう観点で、公費負担のほうをお願いしているということで御理解いただきたい。

○掛下委員 三十年・四十年前に、公共下水道が出たのはまさにその理由。その後、個別合併浄化槽の精度が上がり、きれいな水の流れるようなものができたので、きれいなものを流すということからすると個別合併浄化槽でも十分である。

とにかく今すぐ云々というのはいろいろな形の対応ができる、困るとは思っているが、少なくとも純粹に、水道料金よりは公共下水道のほうが、どう考えてもちょっと計算上は高くなるので、なるべくそういう実態に合わせた、受益者負担をやる方向を見定めながら、今後動いてほしい。

そういうことからすると、少し料金の値上げ率も低いし、まだ実態とかけ離れていると感じたので、その辺は今後の政策の中に生かしていただきたい。

○委員長 要望でよろしいか。

○掛下委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 25 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (14 : 05)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14 : 06)

【議案第 29 号】 令和元年度矢板市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○委員長 次に、議案第 29 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○水道課長 議案書を御覧いただきたい。

(「議案書」53 頁を朗読。)

○委員長 これより議案第 29 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 29 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 23 号】 矢板市営住宅条例及び矢板市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

○委員長 次に議案第 23 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長 (津久井保)

(「議案書」41 頁を朗読)

今回の改正は、先の全員協議会で説明したとおり、市営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理運営に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

(「議案書」42 頁及び 43 頁条文朗読を省略し、詳細について説明)

○委員長 これより議案第 23 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 23 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決された。

【陳情第 7 号】 水路整備に関する陳情

○委員長 次に、陳情第 7 号を議題とする。

朗読を省略して、早速審査に入る。

自由討議により委員の皆様のご意見を伺う。意見はないか。

○今井委員 執行部への質問になるが、現場を見て、一番いい解決策は何か。

○建設課長 この本文全部の解決になるかはいずれにしても、要望の中ではおそらくグレーチングの部分の改修が一番の要望かと思う。その部分については、仮に民地だとしても、公共用水は通っているのかなという考えはある。その分は、やっていかどうかというのは何とも言えないが、やむを得ないかなという感じはするが、ただ、その先まで全部改修というか、用地を確保するというのはちょっと時間がかかると思う。まして、暗渠になっている部分もあるということなので、なかなかその全部を…本来であれば全部改修するというのが一番の答えだと思うが、なかなかそうは答えられない部分もある。

○今井委員 地籍調査云々でやる前に、あの辺の人の話を聞くと、用水路があったという人と、いや用水路なんだか誰のだから分からないという人もいるし、情報がまちまち。

用水路だとすれば、ある程度公共性がある。民地であれば個人のもの。それがつながってもない…あれを整備するといっても市役所のほうで整備しようもない。役所として、整備要請が来て、我々が採択した場合、整備できる環境ではない。

○建設課長 用地の問題になってくると、買収してとなると…寄附しかない。私のほうで考えているのはその辺。

○今井委員 個人研修で柳川に行ったとき、地籍調査したとき、やはり何世帯も住んでいて、あの辺は水運が盛んだったので、いつの時期か分からないが、埋め立てて二世帯・三世帯住んでいて、当然税金も納めている。もちろん家屋も建っていると。ところが二代・三代続くと分からない。ところが地籍調査やったらそこは河川だった。河川だったら国有地。仕方がないから、権利書を含めて登記替えするのに、安い値段で買ってもらって、名義を所有者に書きかえて修正したという話を聞かされたが、何か似たような感じ。結局、民地だと思っている人は自分の土地だと思っているだろうし。

○委員長 ほかにないか。

○掛下委員 陳情書の扱いとしては、これは民地ということであれば、陳情の範囲から外れている。

案としては、先ほど建設課長が言ったような形の、寄附を受けて矢板市の土地にして、その上できちっとやるというストーリーしかあり得ない。

そういう理由を付記していったんお返しして、寄附をして要望というような形の、提案ぐらひは付記してもいいかもしれないと思う。

○委員長 掛下委員の結論としては、今回の陳情は採択か不採択か。

○掛下委員 お返しするというので、別途この形で矢板市に渡して、やってもらえ

ないかということ。そういう動きしかないかなと思う。

○委員長 制度的には、やはり議会としては採択か不採択というやり方しか今のところは無いので…

○掛下委員 ということは不採択になる。民地である以上。

○委員長 行政区から上がってきた陳情に対して、そこに意見をつけることもできないので、制度的にこの場では、議会としては、採択か不採択という結論の取り方しかない。

それを踏まえた上で、掛下委員は、不採択ということによろしいか。

○掛下委員 ということしかないかと思う。

○委員長 ほかの皆さんの意見も聞きたい。まず、佐貫委員。

○佐貫委員 苦しいが、議会としては今、委員長が言ったとおり不採択しかないか。

ただ、運用等で何かできることがあれば、そこは議会として、何ができるかというのは、委員長と考えてほしい。

○委員長 了解した。その辺は事務局と調整する。次に、関委員。

○関委員 これは陳情ではなくて、また新たな形で文面を出してもらって、今回は不採択ということだが、陳情内でどういう…要望とかそういうことも可能か。

○委員長 今回のものは陳情として出てきているので、とりあえず議会として今できることは、採択、不採択、継続審査という3つの方法があると思うが、そこに何かを付記するというのは、今の制度的には厳しい。

ただ、委員長報告の中で、それなりの付記をして報告するというところぐらいしか、委員会もしくは議会としてはできないと思うが、いずれにしても、佐貫委員が言われたように何か方策等はちょっと考えて進めたいと思う。

それを踏まえて、関委員の意見としてはどうか。

○関委員 不採択ということで。

○委員長 はい。次に、小林委員。

○小林委員 不採択で。

○委員長 続いて、宮本委員。

○宮本委員 皆様おっしゃっていたとおりで、このところは地籍調査が完了しているか。

○建設課長 まだである。立ちあいだけをしている。

○宮本委員 やはり民地が入っていることが一番のネックで、その方に交渉すればどうなるということでもないと思うので、この陳情に関しては、この文書の中に関しては不採択、議会としては不採択だと思うが、やはり、ただし書きが必要ではないかと思う、現場を見た限りでは。

○委員長 今井委員は結論として、どちらか。

○今井委員 結論として、現場を見て、民地も入っているということになると、地籍調査がどこまで済んでいるか分からないが、地籍調査の進捗状況の地図に全く重なる。その結果、はっきりした時点で対応せざるを得ないかと。

民地を勝手に改修するわけにはいかない。不採択しか方法はないかと。

○委員長 最後に、高瀬副委員長。

○副委員長（高瀬由子） 今回は不採択としたい。

○委員長 ほかに質疑、討議はないか。

(なし)

○委員長 なければこれで終了する。

これより採決する。陳情第7号は、不採択とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第7号は、不採択とすることに決定した。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査は終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (14 : 23)